

天領

第 25 号

1993年6月



社団法人 石見大田法人会会報

目 次

法人会新生シンボルマーク	1
二期統投の熊谷大田市長を訪ねて	2
質問手帳	10
税制改正の概要について	11
天領の秘話① 大坂冬の陣に参戦、銀山の掘り子	14
女人の村と長屋と	16
確定申告の状況	17
企業訪問《株式会社三谷設計》	18
役員賞与は江戸時代から	19
囲碁問題	19
大田世界博覧会へのご案内	20
ミニ税務コーナー	21
非違事例	22
新借地借家法による借地権について	22
第十六回会員親睦ゴルフ大会開催	23
法人会の大型保障制度	24
石見銀山・根ほり葉ほり	26
毛利元就は石見銀山に賭ける	27
スノーバーがん保険	28
わが社のふれっしゅさん	28
囲碁問題正解と失敗	28
編集後記	28

フィールドミュージアムの中の三瓶自然館

豊かな神話や伝説に彩られている国立公園・三瓶山は、高山性の植物や小動物たちの住むメルヘンの世界です。

島根県では、平成元年から四年計画で、この美しい自然環境を織りこんだ、一大フィールドミュージアムをつくろうと、計画を進め、登山道や自然観察コース、フィールドセンターの整備を進め、山を訪れる人々に、理解し、活用してもらおうとしています。

三瓶自然館は、その一環として平成三年にオープンしました。

森の動物たちの生態のジオラマ展示、草原や森の生きものたちの展示室、プラネタリウムを幻想的な映像で見ることが出来る、宇宙劇場などが、学習や体験で学べるようになっています。

三瓶山を訪れる人々、特に若者たちは、未知がいっぱいの三瓶が、さまざまな形で教えてもらえると、仲々の人気です。

(午前9時～午後5時まで。休館日は毎週月曜日と祝日の翌日など)

石村勝郎 記

法人会 新生シンボルマーク



キャッチフレーズ

めざします企業の繁栄と社会への貢献

シンボルマーク

中心の円は「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」をあらわしている。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字“h”に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

基本指針

法人会は、よき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

- ① 経営者としての責務を果たすため自己研鑽に努める
- ② 企業の健全な維持発展を図る
- ③ 従業員が安心して働けるよう職場環境を整える
- ④ 従業員教育と後継者育成に努める
- ⑤ 良質な製品・商品・サービスを通じて社会に寄与する
- ⑥ 適正な納税を通じて社会に寄与する
- ⑦ 地域の一員として社会の発展に寄与する

二期続投の 熊谷大田市長を 訪ねて

6月10日、石見大田法人会広報委員会7名は、大田市長を訪問。公務多忙の中、親しく対談に応じていただいた。

対談出席者名

熊谷國彦大田市長 和田俊二副会長
渡辺常弘委員長 竹腰和夫 寺戸隆文
石田弘行 石田憲咲 波多野司

(対談骨子抜粋)



【波多野】本日は公務で多繁の中、法人会広報委員会のために時間を割いていただきありがとうございます。私、進行役をいたしますので順次お話をお願いいたします。

初めに石見大田法人会副会長の和田さんからご挨拶をお願いいたします。

【和田】市長さんには二期目の選挙、ご当選おめでとございます。市政の益々のご繁栄とご活躍をお祈り申し上げます。

【市長】ありがとうございます。

【和田】ご存知と思いますが、われわれ石見大田法人会は、来年四十周年をむかえようとしていますが、法人会は税の知識の普及と良き経営者であるために研究・研鑽をする会であります。今日はそのひとつとして市長さんとの対談を企画しましたのでよろしくお願いいたします。

【波多野】続いて広報委員長の渡辺さんをお願いいたします。

【渡辺】会報「天領」は税知識の普及にとって重

要な役割を担っていると同時に大田の行事とか歴史を紹介する会報としてなかなか専門家から評価を受けていますが、この度発刊しますと二十五号目になります。十七号では市長さんと温泉津町長さんのお二人に対談させていただき、大変好評でした。この度も実りある対談となりますようよろしくお願いいたします。

二期目に対する抱負

【和田】私から始めさせていただきます。二期目にむかって、市長さんの抱負をお話ししていただきますか。

【市長】はじめに、一般の選挙で市民の皆様のお力添えで、立派な成績で当選させていただきましたことに対し心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

二期目に対する市民の皆様への期待はさらに大き



く、その責任の重さを痛感しているところです。

ご支援をいただいた皆様にお応えするには、何といつても先ず市民の皆様との対話を大切にすることだと思えます。なかでもこれまで大田市を背負い、育てていただいたお年寄りの皆様に報いるために高齢者対策に一層力を注がなければと思っております。大田市に住んで良かったと思っております。大田市に暮らしのある大田市づくりをしなければと思ってい

ます。

さらに若者定住の問題が最近取り沙汰されていますが、後継者不足を含め、なんとしても若者が大田市に定住することが期待される施策に取り組みたいと思っております。

すでに発足してその効果も出てきていますが、仁摩町、温泉津町さんと一緒に取り組みました人材確保促進協議会がありますが、勿論商工会議所、職業安定所と連携のもとさらに遼摩高校、温泉津分校、大田高校の先生方

にも加わっていただき、若者定住のために何をすべきか、その役割というものを見極めた施策をしたいと思っております。

大田市はきわめて広域でありますから、道路網の整備を第一に取り上げたいと思えます。このことは若者定住にもつながるし、農林漁業の振興になると考えています。

ご協力の程お願いいたします。

【波多野】抱負について全般的なことは、それぞれ各論の中でお話をしていただくこととして、ここで各論に入りたいと思

機構改革のポイント

【波辺】私はかねがね大田市の総務部の守備範囲が広過ぎるのではないかと思っていました。丁度この度機構改革が実施され、企画財務部が増設されましたが、そのポイ

ントをお話ししていただけますか。

【市長】役所の仕事は縦割り行政だといわれることが一般論のようですが、横の連携を密にし、中期基本計画にもり込んだところの施策を今後二期目に向けてより効果的に実現するために改革しました。ご存知の通り、事業を執行する管理とそれに対する財政が伴っていないければなりません。事業の執行管理と財政の健全化に対応するため、各部署との相互的調整機能を拡充、強化をするために従来の総務部だけでは無理がありましたので、部を増設して、企画財務部をつくりました。

その他には、懸安事業であります運動公園の整備、企業誘致の対策、また選挙期間中にも言っておりました農村総合整備モデル事業、こういった

ものを積極的に推進するために新しい課を設け、職員を適材に配置しました。

【渡辺】わかりました。私も同様の印象をもっていましたので同感です。

これまで税務課が総務部に所属していましたが、今度企画財務部の方に入り、ちょうど課のバランスもとれて、市民サイドから見ても良かったと思います。市長さんがおっしゃったように横の連絡をとるための調整機能の部を増設されたことは非常に大切なことで、市民のひとりとして歓迎します。

工業団地の今後

【寺戸】市長さんの抱負を伺った中で、若者定住に力を注いでおられることを理解しましたが、今の高校生の就職は県外が多く、またUターンの人が帰っても仕事先がないという話です。



立派な工業団地が完成して私達は喜んでいますが、工業団地につきましても市として今後の取り組みについてお話を伺いたいと思います。

【市長】平成四年度中に完成いたしましたので、平成五年度から売り出し、企業誘致の段取りになります。この団地は、鳥越団地の約二倍の大きさで、十七万平米の敷地で、七区画に分割してあります。ご承知のように、当初は数社からの声がありましたが、バブル崩壊の影響のためか、只今は一社か

ら前向きな話をいただいています。県内の工業団地の中でも一番安く提供

できるところであると思われているところですが、なにせ経済環境の変化に伴って現在のところなかなか困難なところがあります。この度の機構改革で企業誘致の専任の職員を配置したところですがこれに限らず大阪、広島に情報収集員という形でお願いをし、誘致促進を図っております。人材につきましては、最近では人手不足ということで、せっかく誘致でき

ても労働環境が伴っていないと企業にきてもらっても困られると思います。この点についても、人材確保促進協議会を軸として、大田市だけでなく仁摩町、温泉津町の方々と、また学校との連携をとり、その対応をしなくてはならないと思っております。

工業団地は出来上りましたが先程も申しましたように、これが早急に全部うまることは難しく、相当時間がかかると思われます。

地元企業の中に、この団地へ入りたいと希望を持つていらつしやる企業があるようですので、現在一區画当りの面積が、1haという広さですので地元向けの区画をしてそれに応えたいと思っております。

【和田】市長さん、出雲の長浜工業団地がありま

すが、おそらく出来て約三十年もなるかと思いますが、ものにはひとつの機運というものがあつて、売れるときはバタバタ売れるということがありますように、大田市の団地の場合、ちょうどバブルがはじけて環境の良くないときでありますので、あまりあわてずにゆつくりいい企業を誘致していただきたいと思っております。

【市長】おっしゃる通りせっかく誘致して来ていただいた企業には成功してもらわないといけない。その企業が成功すれば地元も潤うわけですから……。

【和田】頑張っていただきたいと思えます。

まちづくり対策【石田憲】私は、まちづくりについてお話を伺いたいと思います。今回新しく提案されま



した農村総合整備モデル事業について、判り易く説明をお願いしたいことと商店街活性化事業と商業集積に関すること、そして駅前区画整備事業について、二期目にむかっでの見通しについてお話をお願いしたいと思います。

【市長】 ずいぶん盛り沢山の質問を受けましたが(笑)、最初に農村総合整備モデル事業ですが、これは全国二十二ヶ所のモデル市町村のひとつに大田市が指定を受けた事業でありまして、大田市で

事業規模がだいたい四十億ぐらいになろうと思いますが、十年位時間をかけていこうと思っております。この波及効果は、その他に反映して四倍から五倍ぐらいになると思っています。

今年度は、どこでどういうことをするかを検討する基本計画の策定のために、予算を八四八万円つけましたが、来年度から実施したいと思っております。このことについて、また別の機会に説明する機会があるかと思っておりますので、ここまでにしておきます。

次に大田のまちづくりに関連して、商業集積法ですが、難しい名称ですが、要するに街並みをどうするか、都市環境をどうするかということですが、今年度におきましては商店街づくり、都市環境の整備の二つを今後の

ようにするかということですが、基本構想を策定することにしていきます。

さらにまた商工会議所が今まで策定されておられます大田地域商店街等活性化実施計画がありまして、そこに計画されていることに沿って整合性のあるものを求めて行かなければならないと思っております。

商工会議所、実際に商売をしておられる方々と行政が一緒になってそれぞれどうすれば良いかとその役割というものを明確にした上でやっていきたいと思っております。

駅前区画整備事業についてですが、これまで約20万平米を区画整理しようということで進めてまいりましたが、なかなか賛否両論があつてままたりにくかつたわけですが、議会特別委員会を作りまして検討していただき

ましたがなかなかいい結論が出ない訳です。

そこで今、全体を実施することは難しいということでございますので、やるなら縮小してやるしかないということで、皆様の合意のある西側半分を取り組んで行こうと、県と建設省に接渉し、協議をしているところであります。方向が出来たら、また地元の皆様にご理解を得たいと思っております。何にしましても、そこに住んでおられる地元の皆様が自分のこととしてとらえていただかなくてはならないと思っておりますし、その辺のところをじっくり話したいと思っております。

それと商店街の活性化についてですが、今ああして橋南開発でも協同組合を作っておられますし、また駅通り商店街、中央

商店街路面店の皆様が一緒になつて組合組織を作つて、積極的に取り組みがされようとしていますので、皆様の意向をとり入れて行政としても対応していきたいと思つています。

高齢者対策と若者定住対策

【竹腰】高齢者対策については、市長さんも相当力を入れておられ、いろいろと具体的な対応、対策がとられていと思つたので、私は、若者定住対策について伺いたいと思つています。

思いますが、今、大田市の人口が急激に減少傾向にあります。二十一世紀の前半には、おそらく三万人をきるのではないかと思つています。これに對する歯止めをどのようにするか。心配しているところなんです。

【市長】この問題は難し

い問題で、何か良い知恵がないかと人にも聞き、また自分なりにも考えてきました。正直なところその決め手となるものがない。大田から出ていく人が多く、入ってくる人が少ないのはどういう理由かとアンケート調査もしてみました。大田では勤める所が少ない、アパートが少ない、家賃が高い、仕事が終わつてから遊ぶところがないという答えが返ってくるわけなんです。これらのことに決定的な施策を考えたとき、今のところそれは

見つかっていないのが実情であろうと思つておられます。まあ、若者を全部大田市にとどめておくことは不可能な話ですが、一つ一つ原因となるものを調べてみたら、少しでも若者たちにとつて魅力のある地域づくりに取り組んでいくしかないと思つています。

そのためには、先ほどから話題になつている農村総合整備モデル事業をどのような方向に肉付けしていくか、官民一体となつて横の連絡をとりながら取り組んでいきたい

と思つているところです。何といつても、大田がつまらない、つまらないでは、本当につまらない大田になるばかりです。一人でも良くしたいと意欲を持ってもらい、一人ひとりが気をつけて頑張つてもらふことが大切なことだと思つています。

【石田憲】若者定住について、一遍聞いてみようかと思つていたんですが、私は、独身の若い人たちに対しては無理矢理大田にとどめようとしなくていいのではと思つています。若い人たちは、どうしても一度は、都会へ出てみたいと思つている人たちだから、むしろ結婚してどこに住もうかというときに、家を建てる

広い訳ですから、家を建てる時の土地が安く求められるとか、何かメリツトづくりが出来ればと思つています。

【渡辺】私の娘が東京でマンション住まいをしています。東京は住むところではない、子供を育てるところではないといつています。東京にあるような職場があれば、大田に住みたいといつています。大田に居住ポジションを置いて、必要に応じて東京で仕事をする事が出来れば理想ですが。

(笑)

【石田弘】私は、行政での大田の自慢が出来ると特徴を、市民一人ひとりが持ち、PRをする。大田はこんなところがあつて住みやすいという自慢の部分があればと思つています。たとえば、土地が安く求められるとか、税制面での優遇があるとか、保



育料が安いとか。(笑)

私たちが、外に向って子供たちに向って、大田を自慢できるPR素材を行政においてつくっていただきたいと思っています。

【市長】空気はきれいだし、食べ物ほうまいし、環境も良い、また人情は豊かだし自慢出来ることですが、皆さんのお話を農村総合整備モデル事業を推進するなかで、それぞれの問題について検討してみたいと思います。

【波多野】若者定住につきましては、その巾の広さといえますか、妙案も難しいところがあるようです。将来に向っての課題とさせていただき、次のテーマへ移らせていただきますと思います。

【石田】大田市が発展するために、町の活性化など、市長さんにはいろいろとお考えをいただいで

おりまして、我々も期待いたしておりますが、大田市にある資源を素材として、それをどのように生かすか、すなわち観光の問題について伺いたいと思います。

【市長】たしかに大田市には、三瓶山、石見銀山、石東海岸と素材に恵まれています。また隣接する仁摩町、温泉津町にも観光素材があることですから、これらを一緒にして取り組むことが必要だと思っております。

ここでは大田市のことについて話したいと思い



ますが、三瓶リゾートの問題が、民間サイドではバブルの崩壊ということに現在足ぶみ状態になっていますが、公的な開発においては順調に進んでいると思います。

三瓶自然館、東の原のリフト、ミラドルさんべ、こもれば館、そして周遊道路など順調に整備されています。

しかし今後、民間サイドから三瓶の豊富な資源を活用して三瓶温泉街をなんとかしなければならぬと思います。

そのために昨年、三瓶

温泉整備基本構想を策定したわけですが、この構想に基いて、源泉周辺の整備とか、温泉街の活性化を図り、観光客のニーズに 대응する取り組みをしたいと思っています。

あるいはまた、石見銀山については、道路整備をすすめてまいりましたが、あそこは遺跡が多いため、仙ノ山の頂上へあともわずかになって、工事がストップしました。遺跡が集中する観光地の極みというわけです。

宿泊施設のことですが、やはり、観光に來られた方が、快適な気持で泊まれるホテルの対応が必要だと思えます。このことも官民一体となって対処しなければならぬことだと思っております。

【波多野】和田副会長から何かございませんか。

【和田】石東圏の中心は何といっても大田市です

から、大田市を核として周辺が一緒になって、一つ一つの地域を良くしていただきたいとお願ひいたします。

【市長】今年の三月から温泉津町農協、仁摩町農協と大田市農協が合併して、J A 石見銀山がスタートした訳ですが、行政は三つに分かれていても経済面では一本にならなくてはならないのですから、当然その方向の中で考えていきたいと思っております。

【渡辺】余談になりますが、名古屋に金さん、銀さんの姉妹がおられますが佐渡金山と石見銀山は、双児みたいなもので、佐渡には石見銀山のパンフレットを、石見銀山には佐渡のパンフレットを置いて、相互にPRをしようとおたがいに効果があると思うのですが、いかがでしょうか。

【石田憲】金さん、銀さんを招待したら……(笑)

【石田弘】そういう風になにかアイデアを作った大型のイベントをしたら面白いと思いますね。

【竹腰】私、この前、露坂へ行ってみましたが、歩いてみると素晴らしいところですね。まだまだ開発をしてほしいところがたくさんあります。

【和田】三瓶の観光開発も公的な建物がたち、だんだん人が集ってくるようになり喜ばしいことですが、ゴルフ場などもほしいですね。

【石田憲】この前東京の友人と話をしていましたら、ゴルフ場の話になり面白い発想だと思つたんですが、一般的にゴルフ場を造るとき、専門の設計士、大手業者が請負って造られる訳ですが、友人が言うには、島根県内のゴルフの好きな人に、

一ホールづつ構想を練ってもらい、一ホールづつ地元業者が請負っていく方法をとれば、イニシャルコストがずいぶん安くつくとのこと。あわてずにゆっくり、年々一ホールづつ造っていく訳です。

プレー料は、イギリスのようなパブリックコース料金で安くし、芝の手入れなどは地元の有志にお願いをすれば、たとえば高齢者対策の一助にもなるということ。【石田弘】話がいろいろ

変わりますが、現在ダム工事が進められています。完成しますと公園ができると思います。【市長】道路は今年度中に

にほぼできあがると思いますが、平成六年から七年にかけてダム周辺の整備がされ、発電した電力で噴水が作られたり、上流に親水ゾーンが設けら



れて公園化がなされると
思います。

【石田弘】そうしますと、
またひとつ大田の名所が
できることになりますね。

【波多野】お話が進んで
いますが、次のテーマに
移りたいと思います。

会談都市大田市構想

【寺戸】大田市が県の中
央に位置している、この
地の利をいかして、会談
のできる大田市、スポー
ツ大会ができる大田市を
期待していますが、その
点についてお話をいただ

きたいと思えます。また
運動公園が計画されてい
るようですが、出来るだ
け早く着工していただき、
大田に人が集まるように
していただきたいと思い
ます。

【市長】たしかに大田市
は県央にあつて、皆さん
が集まり易いところです。
婦人の家を建設しまし
て、十分とはいえませんが、
五〇〇人収容の多目的
集会場を併設しました
のは、市内外の会議など
に利用してもらおう目的
で造つたわけです。なか
か一巡にそうした対応は
できないわけで、今度建
設を予定されている商工
会議所会館ができました
ら、その施設対応ができ
るわけで、一つ一つ取り
組んでいきたいと思つて
いるところです。

宿泊施設については、
先ほども話にありました
ように、官民一体となつ

ての今後の課題であると思っ
ています。

運動公園についてですが、これは、長久町と鳥井町の広い丘陵地を整備して、野球場、サッカー場、テニスコートなど多目的に利用してもらうために建設を予定しています。

韓国・大田市との交流

【渡辺】今度、テジョン市で国際万博が行われますが、テジョンとの交流の中で、今いちばんの課題として、出雲空港の国際空港化のことだと思
います。山陰側のキャリア



空港は二つありますが、是非出雲を国際空港にして、交流がしやすいものになりたいと思います。

【市長】今年の八月七日から十一月七日まで、エキスポ'93を開催するので是非大田市からも来てくれと招待を受けていますので訪問したいと思っ
ています。今、渡辺さんがおっしゃるように、交流を深めるために、出雲空港の国際空港化は、大切なことだと思
います。将来、これの判定材料となるように、この度の訪問に際して、チャーター機

を使いたいと思っ
ていますが、今回のエキスポ期間中に、別便のチャーター機が飛ぶようになればと思っ
ています。

それから、毎年、姉妹都市交流として、中学生の皆さんにテジョン市を訪問してもらっていますが大田からは毎年訪問して
いますが、テジョン市からは、なかなか来てもらえない。いろいろ経済的事情もあるかと思っ
ていますが、市としても中学生交流に対し、財政面での援助策を考え、今後大いに中学生同士の交流を図ってもらいたいと思っ
ています。

【渡辺】将来大田市を担う子供たちが出るだろうと思
いますので、どうかよろしく願
いいたします。

【市長】今年は大田市も市制四十周年をむかえますので、テジョン市の皆

様を招待し、将来にむか
ってテジョン市と大田市のより深い交流をめざしたいと思っ
ています。

市制四十周年

【波多野】予定をいたしま
した時間も残り僅かになっ
てまいりましたが、最後に、大田市制四十周年につきま
して、お願いいたします。

【市長】現在庁内で計画
検討中ですが、十一月二十三日、勤労感謝の日にあたり
ますが、式典をしたいと思っ
ています。詳しいことは現在のところお話できませんが



記念事業等につ
きましては、先ほどお話に
でました運動公園を着工
したいと思っ
ています。

この四十周年をひとつの節目として、これまでの良
かった点、悪かった点をよく反省しながら、今後の大田市政に反映させてい
きたいと思っ
ています。

市民の皆様さらなるご協力を願
いいたします。
【波多野】長時間にわた
って、ありがとうございました。

質問 手帖

〔質問〕

当社は、社交用として某ゴルフクラブに入会することとしましたが、このための入会金は損金になるでしょうか。

また、法人がゴルフクラブの年会費、プレーをするための費用等を負担した場合に、税法上どのように取り扱われますでしょうか。

〔回答〕

(一)入会金の取扱い

法人がゴルフクラブに対して支出する入会金

①法人がその業務の遂行上の必要から支出する場合

入会金相当額を資産として処理します。
②法人の業務に係らずに専ら特定の役員、又は使用人のために支出する場合

入会金相当額をその会員となつた役員または使用人に対する給与(臨時的な性格から給与となりません)として取り扱われます。

したがって、それが役員(使用人兼務役員を含む)に対するものである場合には、その入会金相当額は給与として損金の額には算入されないこととなります。
③他人の有する会員権を購入した場合
その購入代価のほか名義書換料も入会金に含まれます。

以上のことをまとめますと次のとおりです。

会員券の区分		入会金の経理処理
①法人が会入する 員と入会 場合	記名式のとき	資産計上。ただし、名義人たる特定の役員又は使用人が専らそのものに対する給与(賞与)
	無記名式のとき	資産計上
②個人が会入する 員と入会 場合	原則	個人会員たる特定の役員又は個人に対する給与(賞与)
	無記名式の法人会員制 度がないため個人会員 として入会したとき	その入会が法人の業務の遂行上必要と認められるものについては資産計上、その他は給与(賞与)

次に、資産として計上した入会金については、一般的には他に転売することが可能であり、また、その価格が時の経過に従って減少するという性格のものでないため、減価償却は認められません。
なお、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができな

い場合には、その入会金相当額は脱退した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。

(二)年会費その他の費用の取扱い

法人がゴルフクラブに支出する年会費、年決めロッカー料、その名義人を変更するため支出する名義書換料その他の費用(プレーをする場合に直接要する費用を除く)。

①その入会金が資産に計上されている場合
その費用も法人の事業の遂行上必要なものと認められることから交際費として取り扱われます。

②その入会金が会員たる役員または、使用人に対する給与とされている場合
これらの者に対する給与として取り扱われ

ます。

なお、この給与は、その支出の形態が定期的なものである場合には報酬(給与)とされ、臨時的なものである場合は賞与とされます。
③プレーのために直接要する費用について
入会金が資産に計上されているかどうかに関係なく、その費用が法人の業務上必要なものであると認められる場合には交際費とし、その他の場合にはその役員または、使用人に対する給与とされます。
(渡辺税理士)



税制改正の概要について

「租税特別措置法の一部を改正する法律」が、平成五年三月二十九日、参議院本会議において可決、成立し、関係政省令と併せて同月三十一日に公布され、翌四月一日から施行されています。

利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例の創設

【所得税額の控除等】

法人の各事業年度において生じた所得については、原則として法人税だけが課税されます。しかし、法人の所得について法人税を課す場合に、その所得のうちのある部分について、他の目的から既に所得税などが課税されている場合がありま

す。例えば法人であっても利子又は配当による収入があるときは、その収入金額に対して所得税法の規定により所得税が源泉徴収されることになっています。すなわち、重複課税の問題が生じています。そこで法人税の課税に当っては源泉徴収された所得税額は法人税の前払いとみて、受取法人が納付すべき法人税額からこれを控除又は、還付することとしています。

【改正の内容】

この制度について所要の改正が行なわれました。すなわち「法人が支払いを受ける利子又は配当等について源泉徴収された所得税額のうち、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分については、二年間の臨時的措置として、翌事業年度以降の法人税額から

四年間にわたり繰り越して控除することとし、この期間内に控除しきれなかった部分の金額は、四年目に全額還付する」というものです。

今回のこの制度は、昭和六十年年度の税制改正において措置された利子・配当等に係る所得税額の特例と同様の仕組みとなっています。

また、上記の改正は、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで

特別償却制度等の改正

中小企業者等の機械の特別償却

(1)改正の内容

①取得価額基準が百八十万円から二百万円に引き上げられました。

②適用期限が平成七年三月三十一日まで、二年延長されました。

(2)適用関係

右の改正は、法人が、平成五年四月一日以後に取得等する機械装置について適用されます。

医療用機器等の特別償却

(1)改正の内容

①適用対象となる医療用機器の取得価額基準が二百万円から二百二十万円に引き上げられました。

②特定消防用資産に係る特別償却が廃止されました。

③老人保健施設用建物に係る割増償却の対象が拡充されて、特定医療用

建物に係る割増償却ときれ、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、その建設の後事業の用に供されたことのない次の建物及びその附属設備の取得又は建設をして医療保健業の用に供した場合について、医療保健業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、普通償却限度額の八割の割増償却が認められることになりました。

○老人性痴呆疾患療養病棟用建物

○療養型病床群用建物
なお、その他の老人保健施設の割増償却割合は従来どおり10%です。

(2)適用関係

右の改正は、法人が平成五年四月一日以後に取得等する医療用機器等

について適用されます。

**使用者が負担する
レクリエーションの
費用について**

これは、法人税法とか
租税特別措置法の改正で
はなく、個別通達といわ
れるものの改正です。

【改正前の内容】

使用者が、従業員等の
レクリエーションのため
に行う旅行の費用を負担
することにより、これら
の旅行に参加した従業員
等が受ける経済的利益に
ついては、当該旅行の企
画立案、主催者、旅行の
目的・規模・行程、従業
員等の参加割合、使用者
及び参加従業員等の負担
額及び負担割合などを総
合的に勘案して実態に即
した処理を行うこととす
るが、次のすべての要件
を満たしている場合には、
原則として課税しなくて
差し支えないものとする。

(一)当該旅行に要する期
間が三泊四日(目的地在
海外の場合には、目的
地における滞在日数によ
る。)以内のものである
こと。

(二)当該旅行に要する費
用の五十%以上を使用者
が負担していること。

(三)当該旅行に参加する
従業員等の数が全従業員
等(工場、支店等で行う
場合には、当該工場、支
店等の従業員等)の五十
%以上であること。

【改正後の内容】

(イ)右の要件の内、「三
泊四日」が「四泊五日」
になりました。

(ロ)右の要件の内、(二)の
要件がはずされました。

これは、例えば一人当
りの旅行費用の総額が二
十万円、会社が九万円
を負担し、従業員が十一
万を負担するような場合、
従来の要件では会社が五
十%未満を負担すれば課

税され、五十%以上を負
担すれば非課税となると
いうように、多く負担す
れば非課税で、少なく負
担すると課税されるとい
う不合理な面があった為、
これを解消したものです。

(ハ)適用時期

この改正は、平成五年
六月一日以降に実施され
る慰安旅行から適用され
ます。

**欠損金の繰戻し
還付の不適用制度**

これは、平成四年度の
税制改正ではありませんが、
あまり良く知られていな
いようですので、お知ら
せします。

青色申告法人が、その
申告書を提出する事業年
度において生じた欠損金
額については、その欠損
事業年度開始の前一年
以内に開始した事業年度
(黒字の事業年度)の所

得に対する法人税額の方
ち、一定の金額を、法人
の請求に基づき還付する
こととされています。

これが、欠損金の繰戻
し還付制度と言われるも
のですが、この規定につ
いて、二年間の臨時措置
として、解散等の場合を
除き、その適用を停止す
ることとされたものです。

【適用年度】

平成四年四月一日から
平成六年三月三十一日ま
での間に終了する各事業
年度において生じた欠損
金額について適用されま
す。

**相続税法における
改正**

**課税最低限の
引き上げ**

平成四年一月一日以後
に相続又は遺贈により取
得した財産について「遺

産にかかる基礎控除額」
が次のように、引上げら
れました。

区 分	改 正 前	改 正 後
定額控除 法定相続人 比例控除	4,000万円 800万円に法定 相続人の数を乗 じた金額	4,800万円 950万円に法定 相続人の数を乗 じた金額

**相続税申告書の
提出期限の改正**

相続税の申告書の提出
期限が、平成五年以降段
階的に延長され、平成八
年以降の申告期限から、
相続の開始があったこと
を知った日から、十月以

内とされました。但し、平成五年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間の相続分については、次の経過措置が設けられています。

①平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間の相続開始分

七月を経過する日又は平成五年十月三十一日のいずれか遅い日まで

②平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間の相続開始分

八月を経過する日又は平成六年十月三十一日のいずれか遅い日まで

③平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間の相続開始分

九月を経過する日又は平成七年十月三十一日のいずれか遅い日まで

**特定の居住用財産の
買換え及び交換の場
合の課税の特例**

これは、直接的には所得税関係の改正であり、法人税関係ではありませんが、社長さんや従業員の中で、そろそろ居住用家屋の買換え等を考えている方の為に朗報だと思いますので、お知らせします。

(1) 制度の概要

個人が、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、その年一月一日において所有期間が十年を超える家屋又はその家屋とともに敷地の用に供されている土地等で、その個人が十年以上の期間にわたって居住の用に供していたものの譲渡をした場合において、平成五年四月一日からその譲渡の日の属する年の十二月三十一日までの間に、自己の居住の用に供する家屋又はその敷地の取得をし、かつ、その取得の日からその譲渡

の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、その買換資産を自己の居住の用に供したとき又は、供する見込みであるときは、次のようになります。

①譲渡の収入金額が買換資産の取得価額以下である場合……

その譲渡がなかったものとされます。

②譲渡資産の収入金額が買換資産の取得価額を超える場合……

超える部分についてだけ譲渡があったものとして、課税されます。

(2) 交換にも適用

また、この買換特例制度は、譲渡・取得という形態をとらずに「交換」の形態をとる場合にも適用が受けることができることとされています。

(3) 適用要件

①譲渡資産

特例の適用対象とされる

「譲渡資産」は、その譲渡の年の一日一日において所有期間が十年を超える家屋又は土地等であり、その個人が居住の用に供している期間が十年以上のものであること。

②資産の範囲

特例の適用対象となる譲渡資産の譲渡は、

①その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が一億円以下である。

②その譲渡に係る土地等の対価の額が、適正な対価の額であること。

という要件を満たすものに限られます。

③買換資産

特例の適用対象となる「買換資産」は、譲渡資産の譲渡をした者の居住の用に供する家屋、又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、

①建物についてはその床面積が五十㎡以上二百四十㎡以下のものである

こと。

④土地についてはその面積が五百㎡以下のものであること

⑤既存住宅である中高層耐火共同住宅（いわゆるマンション）については、新築後の経過年数が二十年以内のものであること。

(4) 他の特例との関係

譲渡資産の譲渡をした年又はその年の前年若しくは前々年に、
①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率
②居住用財産の譲渡所得の三千万円特別控除

③相続等により取得した居住用財産の買換え・交換の場合の課税の特例の適用を受けている場合には、その年における譲渡資産の譲渡については、

この買換え特例は適用できません。

(竹下税理士)

天領の秘話 ②1

大坂冬の陣に参戦・
銀山の掘り子

石村 勝郎

慶長十九年(一六一四)十一月、徳川家康は二十万の大軍で大坂城を攻めている。ときに家康は七十三歳、豊富秀頼は二十三歳。

家康は、この冬の陣の二年後、元和二年に七十五歳で病死しているから、既に自分の生命の限界に予感があつて、どんなことをしてでも、自分の息のあるうちに、目ざわりな秀頼をまっ殺したかったのに違いない。

堅固さでは、天下の名城の大坂城は、たやすく落ちないと考えた家康は、持久戦の態勢をとりながら、相手を心理作戦で追

な戦闘に入ったが、秀吉が知恵を絞つて築いた城だけに、小ぜりあいでも、城方には有利な展開で、にらみあいには膠着状態だった。

いこみ、有利な和睦を狙う陣立てで、威しに鉄砲五百挺のほか、ヨーロッパ製の鉄砲五門を用意した。大砲は一貫目以上の弾をうちこむ威力を持ち、そのころは石火矢と呼んでいた。

家康はさらに佐渡、但馬、石見の金銀山の銀掘りを動員、城の天守の裏下までトンネルを掘り、爆薬をしかけて、城を吹きとばす、ユニークな作戦までたてている。

冬の陣は海からの要衝である堺から、前哨戦が始まり、家康は十五日には天王寺の西南、茶臼山に本陣を置いて、本格的

な戦闘に入ったが、秀吉が知恵を絞つて築いた城だけに、小ぜりあいでも、城方には有利な展開で、にらみあいには膠着状態だった。

慶長十九年の冬は例年になく寒い寒気で、雨風の日が多く、激しい冷えこみが続き、戦争にいや気がさしてくる武士がふえて来た。この空気を察した家康は砲撃を強化すると共に、ひそかに講和の話を進め、一方では、かねて呼びよせていた佐渡、但馬、石見の銀山の銀掘りにトンネルを掘らせる作戦にかかった。

トンネル作戦開始

間宮新左衛門直元、島田清左衛門直時、日向半兵衛政成の三人に、トンネルの掘り口選定の下見

をさせた結果、真田幸村の守る出丸と向いあわせになる前田利常(加賀)、松平忠直(越前)、井伊直

孝(彦根)、藤堂高虎(伊勢)の陣地を候補地にあげ、先づ生野銀山の銀掘りが井伊の陣地がよいといつて、十一日から掘ったが、土質がもろくて崩れやすかったために失敗し、改めて十四日には藤堂の陣営から掘ったが、不成功だった。

苦りきった家康は、十五日になつて

「石見銀山の掘り子にやらせよ」といつて、名ざしをした。

石見銀山から三百人が参戦していたが、指揮に当たっていた銀山地役人の山中市兵衛、田中久右衛門、厚東多右衛門が、山師の安原備中、渡辺備後と共に、入念に掘り口を調べて、同日夜から藤堂高虎の陣営内の天王寺口から、穴掘りを始めた。

冬の陣では、この穴掘りを「もぐら攻め」「穴攻

め」といつている。石見銀山の三百人は、穴掘りの仕事をかねて予想し、下財と柄山負の中から、腕ききとして選抜された人たちが許りだった。

作業では、下財たちは山簀で中石を支え、右手で柄の長い槌をふるつて、中石を叩き、あるいは沼田切り(つるはし)で土を崩し、柄山負は、背にゴザをあて、掘った土を七貫から八貫くらいずつ、大吠に入れて背負い、トンネルから運び出し、外

では二人がかりで大吠を天びん棒に通して、藤堂の陣地の前に運び、防塁として積みあげていった。それぞれが渾身の力を出しきつての作業だった。

こうして穴を掘り進むことを、銀山では切り延べという山言葉で表現している。木綿の作業衣に縄の帯、木綿の手ぬぐいのほおかぶり。わらじば

きの下財や柄山負は、お互いに銀山の山言葉をか
けあいながら、能率をあ
げていった。

銀山では、普通は一つ
の間歩で、朝八時から翌
朝の六時まで、五人ずつ
が交代で働き、ノルマ
は一人が高さ四尺・幅二
尺となっていた。

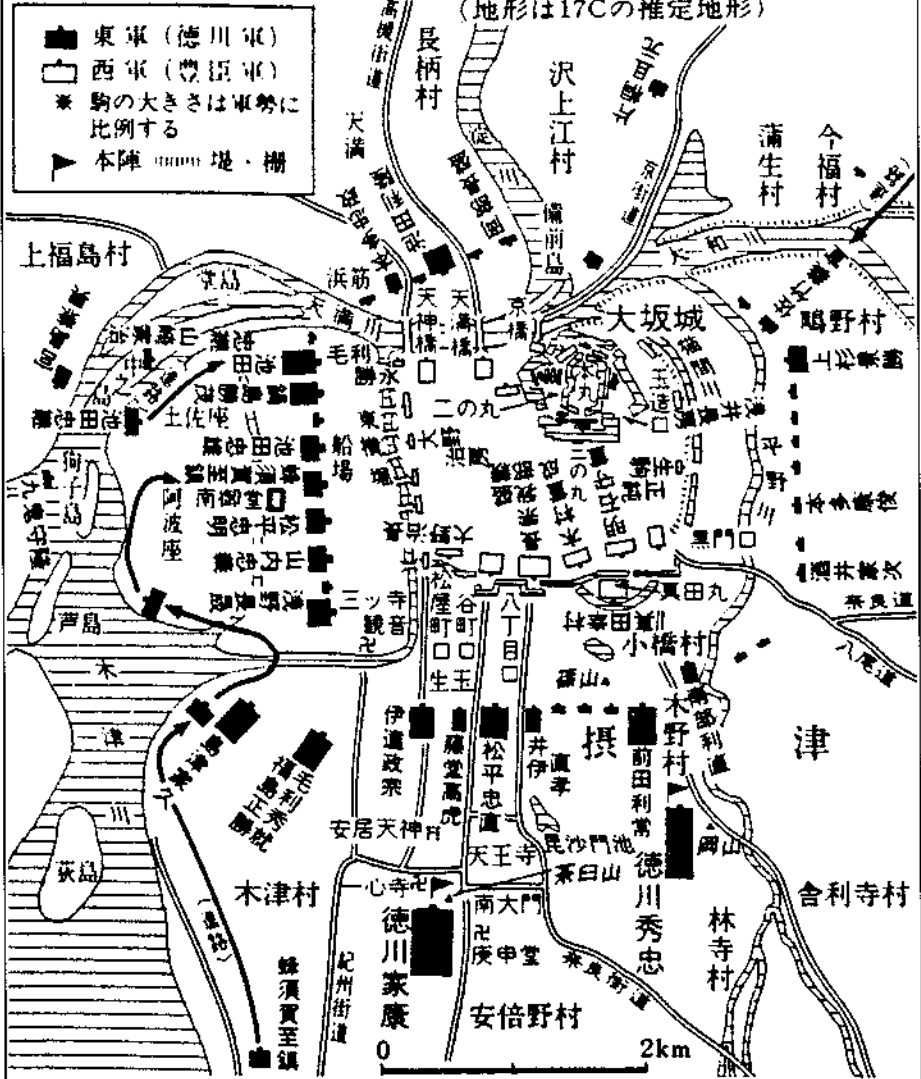
冬の陣では三百人を、
フルに働かすために二十
四時間ぶつ通しとし、十
二交代くらいで作業を進
めた。土石の崩落をふせ
ぐため、要所要所では、
栗材で両ワク留を施すな
ど完璧を期した。

こうして最初の目標、
四百尺を僅か三日間で仕
上げた。トンネルのスケ
ールは幅十三尺余り、高
さは七尺で、四尺の間隔
で掛行灯をとますとい
う、すばらしい出来上りだ
った。

家康は、予定が年末完
成だったのに、余りに早

大坂冬の陣両軍布陣図 慶長19年(1614)12月

(地形は17Cの推定地形)



い仕上りにびっくりした
という。天守の下から爆
破するぞーという脅しの

デマが、さっそく大坂城
へ流された。
家康からほめられる

石見銀山二代目奉行、
竹村丹後守の長男、藤兵
衛は小姓として家康に仕

えていたが、藤兵衛は召
し出されて
「石見衆の働きは拔群

だった」

と、上機嫌で称賛した。寧んだ藤兵衛と渡辺備後は、丹後守にあてて、大成功の急飛脚を石見へ走らせた。

「上さまからほめられた」と大感激の丹後守は、山中市兵衛、田中久右衛門、厚東多左衛門にあてて、

「十五日藤堂和泉守殿の陣地から掘ったところ、十八日夜遅くには、城の外堀の下まで掘りつけ、上様は感心されて藤兵衛を召し出されて、いよいよ精進せよとお言葉があつた由。あとよりさらに百五十人、そちらへ送るので、有効に使ってほしい」

(原文、現代文に訳)と激励の書状を送っている。

家康は、この穴掘りとタイミングをあわせて、十六日に大砲五門の一貫

目弾を、淀君のいる居間の辺りに撃ちこませた。狙い通りに砲弾は居間の檜に命中し、居間にいた女房七、八人が吹きとばされた。この砲撃と、地下から天守を崩すぞというデマが、和平交渉に強硬に反対していた淀君を

ふるいあがらせ、大坂城側は、ひどい付帯条件のついた講和の申し入れのんで、十九日に和睦が成立、やがて夏の陣で、豊臣氏滅亡の伏線となつた。

感状を送られる

なお、トンネル作業のとき、現場で指揮していた渡辺備後は、大坂城から放たれた銃弾で負傷したが、簡単な手当でをしただけで、休むことなく現場の指揮に当たつたとして、勘定奉行、松平右衛門佐正綱から、感状を授けられた。

慶長二十年(七月十三

日、元和と改元)五月十日には、銀掘り頭の水田彦兵衛が、勘定奉行下役の神島左内から

「天王寺口、水切りの儀について、水中の働きの右衛門佐感じ入り候、依つて陣扇を差し送り候」として、銀掘りを代表

してほめられている。日付けが慶長二十年五月十日といえ、大坂夏の陣が家康の勝利で終結しており、夏の陣にも銀掘りが出動していて、前年のことを思い出して、ねぎらいの書状を授けられたのかも知れない。

銀山旧記には「水道を切断、掘水を抜しかば、落城に及びしこと、比類無き功也とぞ」とあるところを見ると、大坂城、外堀りの、水抜きに成果をあげたのかも知れない。何にしても、石見人質の爆発が偲ばれる、歴史のひとこまである。

女人の村と長屋と

その昔、わが国が律令国家に衣替えし、班田収授の制度が行われた頃の話です。

この制度では、満六歳以上の男子には一人につき二反の田が、また女子には、その三分の二が与えられました。

その代わり、この田には税金がかけられ、税率は反当たり稲二束二把となっていました。

一把は稲一握り、十把は一束となります。

ところが、この課税には特例があつて、女性と老人が免税となっていたためか、「女人の村」ができたということでした。

当時のある村の戸籍によりますと、男性五人と女性十七人、しかも男性のうち二人は老人となっています。

これは、税金逃れに戸籍を偽つたものと伝えられています。

時代は下つて江戸時代の話、家の棟数に応じて課税する棟別銭がありましたが、この課税を逃れようと、家が長屋に作り替えられたそうです。

しかし、そのうち門役が設けられ、出入口の数に応じて課税されるようになると、長屋の出入口を一つにしてしまひました。

すると、こんどは鍵役によつて、カマドの数に応じて課税したという話が、今に残っています。税が封建領主のためにかけられた時代の史実です。

現在は、税は社会の共通経費として、納税者自身のために、自から納める時代です。

脱税は社会に対する裏切り行為なのです。

確定申告の状況

〔所得税〕

広島国税局管内（中国五県）の平成4年分申告所得税の確定申告状況は次のとおりです。

○全体の状況

納税人員は前年を上回っているものの、所得金額および申告納税額はともに前年を下回る結果となっています。

○営業所得者

申告納税額は、前年に比しやや落ち込んでいるが、納税人員及び所得金額はほぼ前年並となっています。

○農業所得者

水稲の作柄が良好で、納税人員は増加したものの、所得金額及び申告納税額は野菜果樹等の価格の下落等を反映して減少したものと考えられます。

○その他の事業所得者（医師、弁護士、外交員などの自由業者や漁業所得者など）

納税人員、所得金額及び申告納税額ともそれぞれ前年を上回る結果となっています。

○その他所得者

所得金額及び申告納税額の減少は、譲渡所得の減少が影響したものと考えられます。

○譲渡所得の申告状況

各所得者を通じた譲渡所得の申告状況は、納税人員一万九千人（対前年四七％）、所得金額二千二百一十五億円（対前年三二％）であり、土地取引の低迷と地下の下落が影響し、前年を大きく下回ったものと考えられます。

〔消費税〕

平成4年分の個人事業者の消費税の確定申告状況は、納税申告件数はやや減少したものの、納税申告額は簡易課税制度の改正の影響により前年を上回る結果となっています。

なお、納税申告のうち簡易課税制度を選択した申告は、件数で二万六千件、割合で六七％となっています。

〔適正公平な課税の確保〕

税務署では、資料情報などからみて申告義務がありながら申告していないと認められる者に対して、早期に接触して申告を求めるとしています。

さらに、納税者の方から提出された所得税、消費税の確定申告書についても、個々の申告内容を検討の上、申告内容に問題があると認められる者

に対しては、必要に応じて調査を実施するなどして、適正公平な課税の確保に努めることとしています。

平成4年分 申告所得税の確定申告状況

区分	広島国税局管内			石見大田税務署管内		
	課税人員千人	所得金額百万円	申告納税額百万円	課税人員人	所得金額百万円	申告納税額百万円
営業	100%	100%	96%	104%	107%	110%
	150	465,355	33,353	907	3,152	258
その他事業	104%	105%	106%	103%	95%	96%
	55	239,616	25,817	569	1,977	192
農業	109%	98%	83%	208%	258%	314%
	12	31,364	1,500	52	138	6
その他	105%	84%	57%	108%	103%	82%
	341	1,803,259	116,109	1,698	6,719	307
計	104%	88%	67%	107%	103%	94%
	558	2,539,594	176,779	3,226	11,987	763

（注）上段は前年比を記載した。

平成4年分 個人課税事業者の消費税の確定申告状況

区分	広島国税局管内					石見大田税務署管内						
	申告件数	納税申告		還付	簡易課税割合	納税申告額百万円	申告件数	納税申告		還付	簡易課税割合	納税申告額百万円
		一般	簡易					一般	簡易			
平成4年分	百件 398	百件 129	百件 261	百件 8	% 67	12,636	件 419	件 115	件 300	件 4	% 72	184
対前年割合	% 97	% 109	% 94	% 60	—	% 130	% 104	% 146	% 93	% 200	—	% 143

企業訪問

わが社の経歴

株式会社三谷設計



代表取締役 三谷 忠義

(資本金 一、七〇〇万円)
(従業員 三十七名)

沿革

昭和三十年四月当時、
いまだ建築事務所という
職業の少ない時期、三谷
忠義個人が一級建築士の
資格を活かし大田市久手
町柳瀬に三谷建築設計事
務所を開設、家内と従業員
二、三人で図面をコピー
するにも太陽熱を利用
していました。

昭和四十年四月、仕事
の方も市町村関係が多く
なり(有)三谷建築設計事務
所に改組しました。
昭和四十七年三月には

(株)三谷設計と改組し、代
表取締役三谷忠義となり
従業員も十四、五人とな
りました。

昭和四十七年四月には
柳瀬が自宅を兼ねた事務
所だったので、新しい九
号線が開通したのを期に、
その当時としては大借金
をして思い切り今の事務
所を新築しました。今で
こそまわりに建物が建っ
ていますが、当時は田の
中に一軒ぼつんと建って
おりました。この年の五
月には広島事務所を貸事
務所で横川に開設しまし

た。

その当時、広島で仕事
をもらう事は並大抵の事
ではなく当時の所長であ
った今の業務部長は大
変な苦勞をした事と思い
ます。今の広島事務所の
発展の基はそこにありま
す。

昭和五十二年四月には
建築設計のみならず建物
移転の際の補償調査業務、
土木測量業務を開始しま
した。

平成元年五月から技術
力強化の為に構造設計部
門にコンピュータを導入
しました。

平成二年五月には、設
計用CADを導入し構造
図面を手がけました。

同じく平成二年五月に
は建物と土木構築物の劣
化診断事業を開始し、赤
外線センサー式を採用し
設備を導入しました。

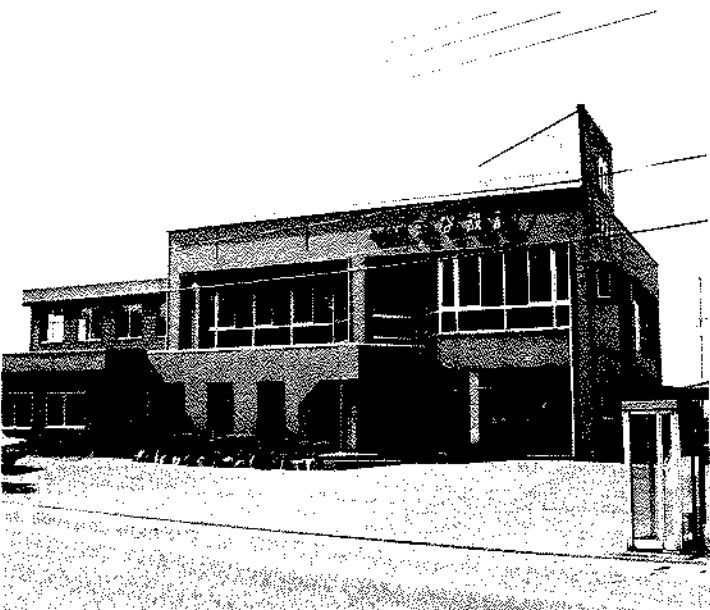
同じく平成二年六月、
広島事務所にも補償用C

ADを導入しました。

平成三年と四年には、
本社事務所に補償用CAD
と建築設計用CADを
導入し、時代の流れと共
にお得意様も増え、受注
量の増大に應える為に、
情報機器のOA化にふみ
切り、現在に至っていま
す。

経営理念

我が社グループは作品
企業を志向する。私等の
今口あるのは全てお客様
から賜ったご愛顧のお陰
である。プロとしての社
会的使命感に燃え、お客
様の要求を満たす為に基
本理念方針三基を遵守し
作品企業として創造的行
為を通して、お客様に奉
仕し会社の安定と繁栄を
計り地域社会に貢献する。



方針三基

一、(社会の為につくす)の基(全ての基礎づくり)は字(心に誠実をきざむ)にあり

I 貢

顧客第一主義に徹し、事業の繁栄を計り、地域社会の文化、福祉、産業の発展に貢献する。

II 基

感謝と反省を生かす。公益性を遵守、常に時流に目をむけ、事業構造の革新を計り最高の技術とサービスを提供し全天候型経営を実践する。

III 学

職能人として理性和知性を高め健康で豊かな人間性を陶冶し、生活の向上を計り後世へ最大の

遺物を残す。

未来を創造する果しなき理想への挑戦

ビジョン (我が社の未来像)

グローバルな視点に立ち創造の美を拓く燃える職能集団を確立し人々に夢とうるおいをもたらす。「環境創造適応企業」を目指し、大きな強い幹(三基)に成る。

私のバックボーン(若さと美貌と情燃)

- 一、ビジョン
- 二、夢、理念
- 三、決断力
- 四、アクシジョン
- 五、モチベーション

年度はじめには、社員幹部、並びに金融機関と関係機関の方のご臨席を賜わり、経営計画発表会

を催し社長自らの手で発表し、そのことが会社経営の基本となっております。毎年四月一日を創業記念日に定め、あわせて入社式を実施しております。

十一月には、その年の完成した作品の中から優良作品を選び施工主様と関係の建設会社の方をお招きし、優良工事感謝会

を催し感謝の意を表しております。以上の行事が我が社の年間の三大大行事となっております。

以上長々と述べましたが、「事業は継続なり」という事を常に念頭におきながら、毎日の事業に精神しております。皆様方の一層のご愛顧を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

役員賞与は江戸時代から

役員と従業員ではボーナスの金額に違いがあるのはいやむをえないところでしょうが、税金を計算する上でも違いがあります。

従業員に対して支給する賞与は、法人の経費として認められますが、役員に対するものは利益か

ら支払ったものとされ、経費としては認められません。

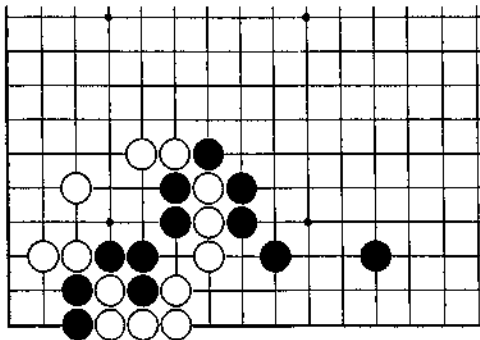
一説によると役員賞与の起源は、江戸時代の「三ツ割」という商家の利益処分方法にあるといわれています。

これは商家の利益を内部分留保、配当及び賞与に三分割したというものです。こんなところにも日本の伝統があるんですね。

囲碁問題 (黒番) 5手

ダメツマリを狙う手筋

囲まれた黒五子を助けるには、白石を取るより他ありません。隅の黒二子を利用して、白の要石を取って下さい。



韓国 大田直轄市での

大田世界博覧会へのご案内

会期は6月7日から11月7日まで
テジョン市長の歓迎会もあり熊谷大田市長と共に
出雲空港からのチャーター便で是非共御参加下さい

わが大田市との関係
石見大田法人会のエリ
アの中核都市である大田
市は、世界に二つしか
ない同名の証をもって、韓
国・大田（テジョン）直
轄市と、姉妹結縁をして
います。

テジョン市は韓国六番
目の大都市で、わが国の
政令都市にあたる直轄市
であり、人口百二十五万
韓国のほぼ中央に位置し
昔から、文化交流の中核
的な役割を担ってきた産
業・交通の要地であり、
扶余を中心とした百濟時
代の豊富な文化遺跡と、
大徳（テドク）研究団地
が共にある大田直轄市は

正に、過去と現在、また
明日が共存する二十一世
紀の科学都市であります。

大田エキスポの性格 と規模

エキスポは、一つの時
代が生み出した成果を確
認し、未来を展望する地
球村の祝祭です。

エキスポは経済・科学
技術・文化の総合オリ
ンピックとして、本来のオ
リンピックと共に世界二
大イベントの一つです。

大田エキスポは、開苑
途上国としては、初めて
国際博覧会機構の公認を
得て開催するものです。

「新しい跳躍への道」

というテーマと「伝統技
術と現代科学の調和」お
よび「資源の効率的利用
と再活用」というサブテ
ーマを持って、大田市大
徳研究団地で開催され、
会場規模は総面積九〇一、
〇〇〇㎡（二十七万三千
坪）です。そのうち国際
展示区域は二五〇、〇〇〇
㎡（七万六千坪）で、会
期九十三日間の視覚客は
約一千万人が予測されて
います。

わが大田市の対応

わが大田市としては、
テジョン市長からの招請
を受け、先の市議会でテ
ジョン市訪問の予算が議
決されました。

昨年の三瓶での育樹祭
には、テジョン市議会議
長を団長とする訪問団の
来市もあり、又十一月に
予定されている当大田市の
市制四十周年記念式典
に、テジョン市からの祝

賀団のご来訪も予定され
ているため、市長以下の
出雲空港よりのチャータ
ー便による訪問が予定さ
れています。

期日は今の処、大体十
月下旬と予定されている
ようです。

出雲空港よりのチャ ーター便について

国際化の波にのって、
今、我国ではローカル空
港の国際空港化が進んで
います。山陰にも一つ国
際空港が必要と考えられ
県は、出雲空港と韓国ソ
ウルとの国際線の実現を
働きかけています。

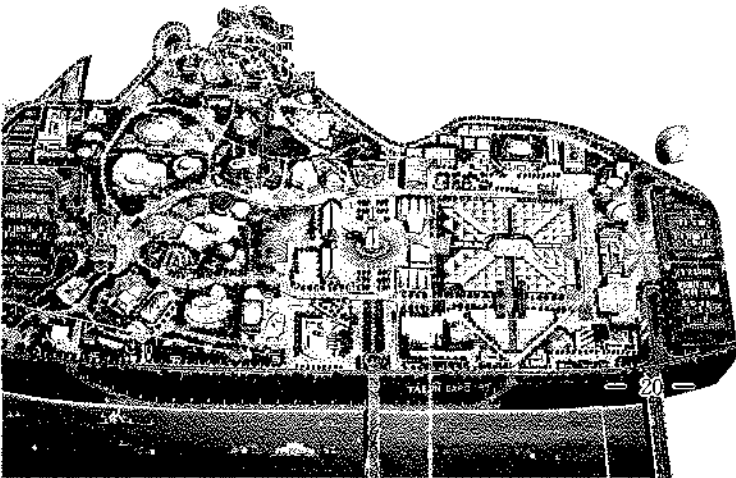
このためには、出雲空
港よりの韓国への旅客機
の増加の実績が必要とさ
れ、県東部の市町村も協
力しているようです。

わが大田市、瀬摩郡も
出雲空港が国際空港とな
れば、メリットも多いと
推察されます。

大田J Aも、大田エキ
スポへチャーター便を計
画されており、真に喜ば
しいことになりました。

私共も、大いに市に協
力し、一人でも多くテジ
ョンエキスポに参加した
いものと思えます。

（石東地区日韓親善協
会々長 渡辺常弘）



三三三 租税「ローナー」

○税制改正

法人税における所得税額控除の控除不足額の還付に関する特例

法人が支払を受ける利子・配当・割引債の償還差益等について源泉徴収された所得税額のうち、その事業年度の法人税額から控除しきれなかった部分については、二年間の措置として、翌事業年度以降の法人税額から四年間にわたり繰り越して控除することとし、この期間内に控除しきれなかった部分の金額は、四年目に全額還付することとされました。

ただし、解散等の特別な事実が生じた場合には、控除未済額の全額が還付されます。

(注)平成五年四月一日以後に終了する各事業年度から適用されます。

○住宅の家賃

会社などが従業員に自社の所有する住宅や寮を貸した場合に、住宅事情あるいは福利厚生面などを考慮して、一定の範囲内であれば課税しないこととしています。

具体的には一カ月当たり次の①から③までの合計額(賃貸料相当額)の二分の一以上の家賃を受け取っていれば課税しないこととしています。

①その年度の家賃の固定資産税の課税標準額に

○・二%を掛けた金額
②当該家屋の総床面積に三・三平方m当たり十二円を掛けた金額

③その年度の敷地の固定資産税の課税標準額に

○・二二%を掛けた金額
従って、受け取っている家賃の額が賃貸料相当額の二分の一未満の場合

には、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額が経済的利益となり、給与所得として課税されることとなります。

次に、住宅や寮が他からの借り上げの場合でも、会社などが家主に支払っている家賃の額に関係なく前述と同様に取り扱いすることになっています。

ただし、その住宅の借り上げ契約が家主と従業員との間で直接行われている場合は、会社の借り上げ住宅に該当しません。従って、その家賃を会社が負担した場合には従業員個人が負担すべき家賃を会社が負担したことになり、その負担した額が従業員に対する給与所得になります。

なお、役員に住宅などを貸した場合には、従業員に貸した場合とは異なった取り扱いになりますのでご注意ください。

○公共事業で土地や建物を売ったとき

土地収用法などの法律で収用権が認められている公共事業のために土地や建物を売った場合には、次のいずれか一つの特例を受けることができます。
(1)収用などにより代替資産を取得した場合の特例

公共事業のために土地や建物を売って、売った日から二年以内に、売った土地や建物と同じ種類のものを買ったときは、買った金額に相当する部分については譲渡がなかったものとする特例。
この特例を適用すると売った金額が買った金額を超えるときは、その差額について所得税がかかります。売った金額より買った金額の方が多いたときは所得税はかかりません。
(2)五千万円の特別控除の特例

譲渡所得を計算するとき、収入金額から取得費などを差し引いた譲渡所得金額から、さらに最高五千万円を控除する特例です。

ただし、この特例は、公共事業の施行者から収用等の買い取りについて最初の申し出があった日から六カ月以内に売ったものでなければ適用できません。

また、同じ公共事業で二年以上にまたがって資産を売るときは、最初の年だけしかこの特例を受けることができません。

なお、どちらの特例の適用を受ける場合でも、確定申告が必要です。確定申告には、公共事業の施行者から交付された「公共事業用資産の買取り等の申出証明書」や「買取り等の証明書」など一定の書類を添付する必要があります。

非違事例

最近の法人税調査における非違事例

法人税関係

(1) 売上除外等

建設業を営むA社は代表者の個人的な借入金返済を目的に、現金決済の小口工事収入を除外するとともに、特定の取引先に依頼して代表者の個人預金に振り込ませるなど、三期に一、〇〇〇万円の売上を除外していた。

(2) 雑収入

機械製造を営むB社は、工場内にジュースの自動販売機を設置しているが、この収入を計上せず、また生命保険等の集金手数料を代表者の個人預金に振り

込ませるなどの方法により、六期に一、二〇〇万円の法人所得を除外していた。

(3) 架空労務費

管工事を営むC社は勤務実態のない代表者の母及び代表者の妻の母が、あたかも従事しているかのように賃金台帳・出勤簿を偽造し、架空労務費を計上し、母親に対する小遣いとして、母名義の普通預金にするなどの方法により、五期に一、六〇〇万円の法人所得を除外していた。

(4) 除却費

不動産賃貸業を営むD社は取り壊しの事実

のない建物を、取り壊したかのように、工事業者に依頼し、架空の見積書・請求書・領収書を作成する方法により一、〇五〇万円の法人所得を除外していた。

消費税関係

絵画等の販売を営む

E社(本則課税事業者)は、絵画の仕入れに際し、実際の譲渡者の氏名を記載せず、実在しない架空の住所氏名で取引を行っていた。

このため、消費税法三〇条七項の規定により、仮名取引に係る課税仕入れ(二期六三、

〇〇〇万円)を否認され、消費税額一、八九〇万円を追徴された。

源泉所得税関係

飲食店を営むF社は従業員に指示し、当日の売上の一〇%を除外させ、代表者の個人交際費に使用するとともに、従業員の口封じのためその資金の一部を従業員の簿外給与として支給していた。

調査の結果、法人税はもとより、従業員の簿外給与に係る源泉所得税を五期一八〇万円追徴された。

新借地借家法による借地権について

定期借地権が創設された新「借地借家法」は、平成三年十月公布されましたが、新法による借地権は五種類となります。併し既存の借地権はそのまま残るので、結局、新法が施行された後の借地権は、次のように六種類となります。

(1) 既存の借地権(堅固・非堅固)

(2) 普通借地権

(3) 長期の定期借地権

(4) 建物譲渡特約付借地権

(5) 事業用借地権

(6) 一時使用目的の借地権

権

以上ですが、その詳細については、次号以下で又説明したいと思います。

(不動産鑑定士

渡辺常弘)

第16回

会員親睦ゴルフ大会開催

恒例の会員親睦のゴルフコンペが、四月三日、大社カントリークラブで参加者四十七名で開催された。



当日は心配された天気も晴れ上がり、風もなく、芝生の新芽が顔を覗かせ、さわやかなゴルフ日和で、申し分のないコンディションでした。

この大会の初めは年一回でしたが、春秋年二回になって今年で五年目を迎え、会員の親睦の場として、欠かせない行事に定着してきました。

開会式の後、国引コースで奥野会長、大同生命近藤松江支社長による同時始球式も見事に決まり、全組共、国引コースから華蔵コースの順でスタートした。日頃のコンペと違って、初顔合せの組合せが多く、人との交流があ

り、競馬とか、ベナルティの心配もなく、スコアーを伸ばそうと努力する人、OBを気にせず気楽に回る人、それぞれで、のんびり一日楽しく過せる大会で、この雰囲気が続け、一人でも多くの参加者を呼びかけ一層の発展する事を希望いたします。

表彰式

競技終了後、クラブロビーに於いて、懇親会の中で表彰式が行われた。成績は次の通りでした。

優勝 松井 順一
準優勝 佐藤 哲郎
三位 清水 卓三
四位 大草 源司
五位 水田 哲夫
六位 林 幸則
七位 永野 祥次
創立年次賞 吉田 啓二
B賞 林 基一郎
B賞 森田 博久
B賞 清水 卓三
D賞 森田 秀治

D賞 木建 弘康
永野 祥次
清水 卓三
D賞 鳴崎 覚
中島 和夫
NP賞 三谷 徹夫
宇谷 達夫
永野 祥次
林 基一郎
以上の他飛賞も沢山用

優勝者の声

松井 順一



そろそろ動いている球を打つより、止っている球でも「やるか」と思い始めて八年足らず。いろいろとコンペも出ました



BG賞の清水氏

が大きなコンペでの優勝は始めて(優勝カップは始めて)、良きパートナーと、好天に恵まれ、リラックス出来たのが勝因だと思えます。

今年になって三回目のラウンドでしたが、三月の京都のメーカー杯でも瀬田CCで優勝が出来、近江牛をいただき、又、今度も島根牛、と妻が喜ぶばかりです。何か今年はついていくようです。つきを大事に、今年は何事にも頑張りたく思います。

保険料は全額損金算入できます

節税効果の例（45歳で75歳満了・5,000万コースに加入の場合、保険料月額72,070円、年額864,840円）

法人税	$864,840円 \times 0.375 = 324,315円$
事業税	$864,840円 \times 0.12 = 103,781円$
県民税	$324,315円 \times 0.05 = 16,216円$
市町村民税	$324,315円 \times 0.147 = 47,675円$
節税額合計	491,987円

この制度にご加入されることにより、課税額が491,987円安くなります。したがって、実質負担額は372,853円と約43%ですみます。（法人税法基本通達9-3-5）

社長（役員）退職慰労金

〔退職慰労金の一般的算定方式〕

$$\text{退職慰労金} = \text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

社長の場合功績倍率は3倍が一般的です。

掛捨て方式ではありません

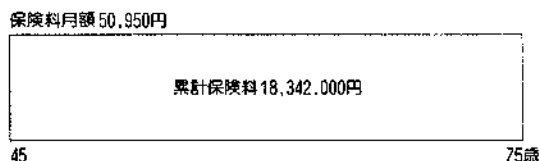
◎ 途中の返戻金を利用して
生計退職金の準備を
することができます。

（返戻金は契約年令・満了年令
経過年数により異なります。）

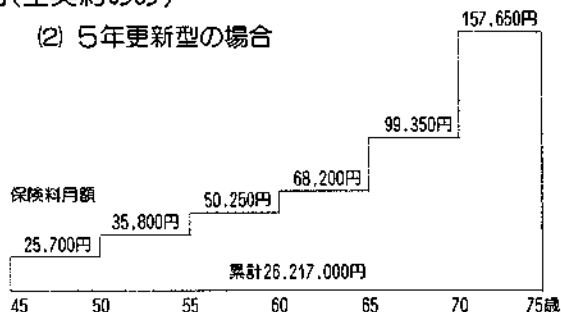
更新がありませんので、保険料は保険期間中一定です

45歳加入、75歳満了 5,000万円コースの場合（主契約のみ）

(1) 法人会大型保障L型の場合



(2) 5年更新型の場合



社団法人 石見大田法人会

法人会の制度はこんなに有利です

『法人会の大型保障制度』

勤務時間外も保障致します。(保険料は全額損金)

(下表参照)

	労働基準法	最低賃金法	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
経営者	×	×	×	×	○	○
従業員	○	○	○	○	○	○

(労災保険、雇用保険については、特別加入を除く)

現場型、営業マン型経営者にとってこの内容の充実は
力強い!!

- 24時間保障 ●割安な保険料 ●全額損金 ●通院・入院・看護・後遺傷害等の保障
- 配当金は積立配当 ●地震など天災による事故も保障 ●掛金は一定

◎こんなにちがう給付金内容!!

(例1) 建設業経営のKさんは、資材置場で作業中、右手小指を切傷し、10日間通院したが障害が残った。
(5,000万コース加入時)



〈一般の生命保険の場合〉

〈法人会の場合〉

	通院保障
傷害10万円	10日×11,000円=110,000円
	後遺障害
	5,000万円×5%=250万円
計 10万円	計 2,610,000円

〈特長〉

事故による入院は **1日目** から
 事故による通院は **1日目** から
 病気による入院は **5日目** から

※この他にも医療実費が支給されるなど
幅広い医療給付が受けられます。

〈注〉経営者の方々は、よほどのことがないかぎり入院はされません。
入院して1日いくらという保険は本当に経営者のための保険といえるのでしょうか。一度、見直されたら如何がでしょうか？
この制度は事故による通院・入院は1日目から保障します。

石見銀山・根ほり葉ほり

毛利元就は

石見銀山に賭ける

石村 勝郎

元就の木像は語る

永禄五年（一五六三）

六月、石見銀山を完全に握った毛利元就が、どんなふうにも銀山を重く見ていたのか、毛利家関係の文書を通して、あれこれ眺めてみると面白い。

元就は銀山が落着くのを見はからって、安芸国へ引きあげているが、銀山を去るに当たって、自分の姿を刻んだ木像を、山吹城に残し「私は、ちやんと此処にいる、油断なく銀山を守り、生産に励め」といい残している。木像は立纏冠に直垂姿の座像で、元就が自ら刻んだ……と文書は伝えているが、これは両眼に元就が

ようか。

銀山を御料所に

元就は銀山完全支配だけで不安だったのか、外敵から銀山を守るため、銀山を朝廷の御料所とし、自分は代官として管理をすることを考え、正親町天皇に願ひ出て許され、翌年の七月、その第一回の貢租として金五枚、銀五十枚（一枚は四十一匁一分五厘）を献納している。

元就が死去すると、輝元は山吹城のふもと（太鼓堂山の向う側）に洞春山。長安寺を建立して、木像を祀った。

江戸時代になって長州藩は、この木像を取り上げ、いまは銀山の下河原にある豊榮神社のご神体になっている木像は、元禄四年（一六九一）になって、長州藩が京都で造った木像を、代わりに下付したものだ。考えようによつては、元就の執念がいまも銀山のふもとに、とどまっているともいえ

る以外は、すべて軍事費に使うのだと、元就がかねてから戒めていたことを、改めて輝元に強調している。

輝元の心配り

文禄元年（一五九二）

正月、豊臣秀吉は朝鮮出兵について、毛利輝元には老岐出陣を命じているが、いよいよ出兵と決まった十一日、留守の間、国政をまかせることにした佐世元嘉に、二十項目に及ぶ細かい注意書を渡しているが、石見銀山が気がかりだったのだろう……石見銀山を管理してい

る十人の者の子供を、人質として広島に取詰めて置かれたい。銀山の外港である温泉津在任の、二人の者の子供も同様である……

銀山を管理する十人とは、諸役銀の請納めに携わっている代官衆と、下河原にあった奉行所を預っていた奉行衆をさし、また温泉津を重視していたことも、温泉津から海路、安芸へ銀を積み出す責任者二人の子供を人質として出せ、と注意していることでもうかがわれる。



毛利元就像（鱒淵寺藏）

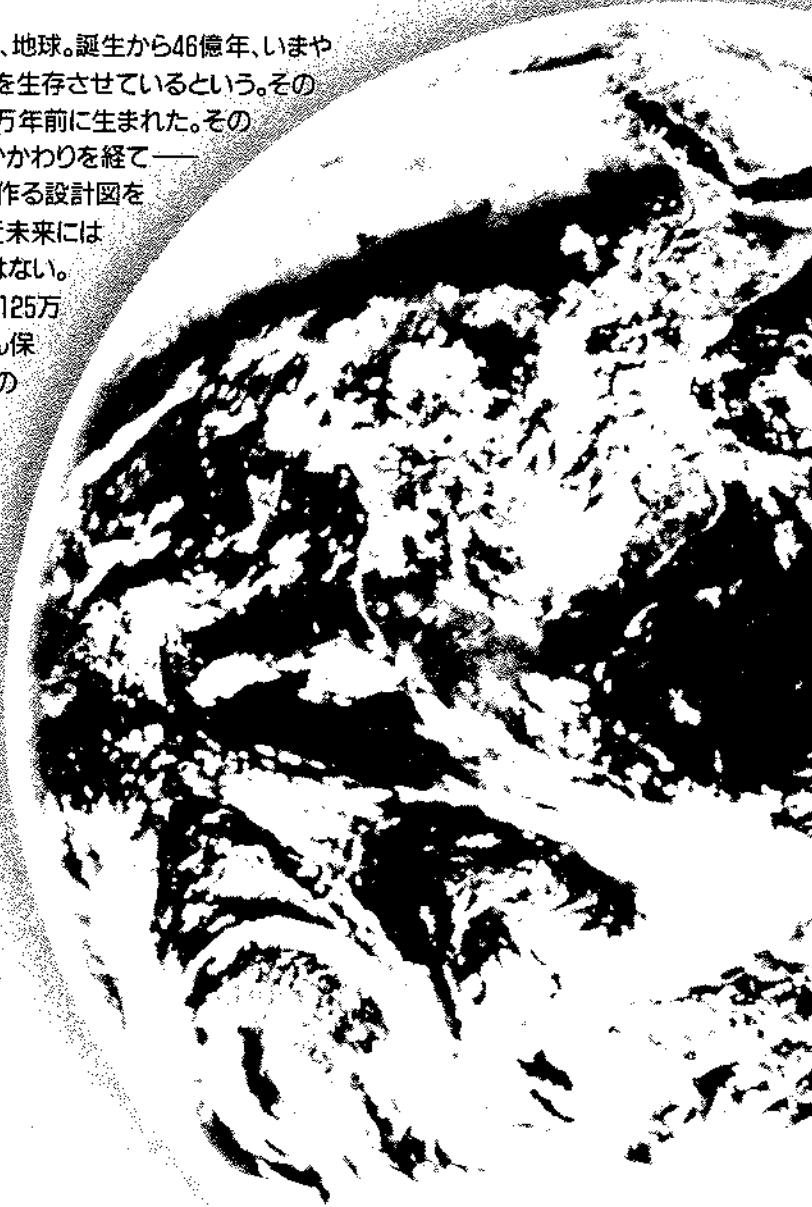
宇宙船

地球号がん撲滅へ

— 生きることを応援します —

★ 広大無辺、漆黒の宇宙に浮かぶ母なる星、地球。誕生から46億年、いまや30数億年の歴史を内包した100万種の生物を生存させているという。その中のたった1種の生物が人類と呼ばれ400万年前に生まれた。その数、55億人。★ 近年、「がん」との長い長いかわりを経て—あらゆる生物には生まれながらに「がん」を作る設計図を持った遺伝子があることが分かってきた。近未来には「がん」の全容解明、治療法の確立も夢ではない。

★ 私たちは21世紀に向かって、法人会会員125万社と従業員の健やかな未来のために、「がん保険制度」の一層の普及を誓い、地球上からの「がん」撲滅をめざしていきたい。



安心は、 定期検診 がん保険

さらにワイドな「総合保障型」です。
(約)30歳以上

- 診断給付金(一時金として) ▶ 300万円
- 入院給付金(入院日数1日につき) ▶ 4.5万円
- 在宅療養給付金(1回につき) ▶ 60万円
- 通院給付金(1日につき) ▶ 1.5万円
- 死亡保険金 ▶ 450万円

※診断給付金・通院給付金・死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

●法人会会員の皆様は、個別の契約よりも割安な保険料で契約できます。●かけ捨てではありません。●法人が契約者となられた場合の保険料は積金型になります。●保険料は契約時の年齢で決まります。(集団取組・個人契約・月払い3口/35歳5,550円、45歳8,520円)・1人通算4口までご加入になれます(65歳以上の方は3口までです)。●入院給付金は日数、回数に制限なくお支払いします。

■詳細については、パンフレットや「ご契約のしおり—約款」をご覧ください。

法人会厚生制度
総合保障型
スーパーがん保険
無配当 新がん保険B型

■お問い合わせは
 (株)石見大田法人会 ☎08548(2)0765
 青木 恵 代理店 ☎08548(2)2226



■引受保険会社
AFLAC アメリカンファミリー生命保険会
アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニー オフ コロ
 広島支社 千730 広島市中区本通7-19 広島ダイヤモンドビル7F ☎082(240)

わが社のふれっしゅさん

株 たけはら

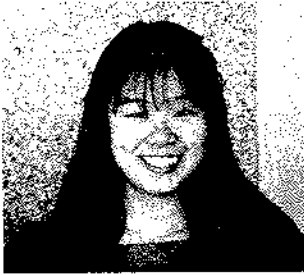
荊尾博江さん



- ① どんな動機で入社されましたか？
- ② 尊敬する人についてうかがいます？
- ③ 趣味について何か？
- ④ 最近いちばん気懸りなことは？
- ⑤ 好きな食べ物（料理）は？
- ⑥ あなたの会社のPRをどうぞ

島根中央信用金庫

坂根真喜美さん



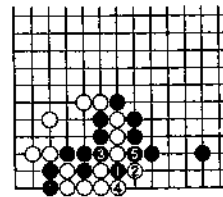
① 幼い頃からの夢で金融

機関で働いている現在は毎日が有意義です。
 ② 父を尊敬しています。仕事に対する執着心や人間関係の難しさについて学びました。
 ③ 主にスポーツです。その他読書や音楽鑑賞です。が体を動かす事が好きなのでスポーツ全般に取り組んでいます。
 ④ 私事ですが新入社員として仕事に対する期待と不安が一番の気懸りです。
 ⑥ 職場の雰囲気は明るく先輩や上司からとても優しく指導して頂いているので大変早く職場になじむ事ができました。こういう雰囲気の中で働けるので中央信金を選んで本当に良かったと思えました。

① 地元企業で、市民とのふれあいの場が持てるような接客の仕事に就きたかったのでこの会社を選びました。
 ② 両親。
 ③ 友達とドライブしたりショッピングなど。
 ④ 最近、地元企業に就職せず、県外へ就職する人が多くなり、若い人達が少ない人になくなっていくこと。
 ⑤ パスタ料理。
 ⑥ 皆んな明るく楽しく親しみやすい会社です。

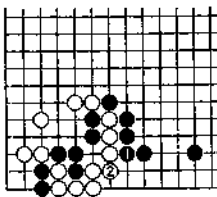
囲碁問題正解と失敗

1図 (正解図)



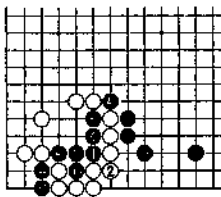
黒1のアテコミが絶対の手柄です。止むなく白2とカカエれば、黒はアタリで連続で一本道の解決です。黒1のアテコミで白はダメツマリを完全に咎められた形です。

2図 (失敗図1)



黒1と単にダマを詰めるのは、白2と冷静に応じられて失敗です。

3図 (失敗図2)



黒1からのアテコミはやはり白2の2の点が双方必争の急所です。

編集後記

わが法人会の地域の振興を願い、会員の皆様の御発展を祈りながら、会報の編集を続けていますが、六ヶ月毎に発刊する会報には、半年の間の地域の主なニュースを、物語風に記録しておき度いと考えています。

勿論、法人会の目的は、会員の経理、税法の知識の向上をはかり、会員企業の発展に貢献するものでありますから、その面の充実が第一義的なものであります。

此度、大田市長、温泉津町長さんが再選されました。第二期目として、円熟した御活躍を希うものであります。

最後になりましたが、御協力賜りました諸先生はじめ、広報委員の皆様感謝申し上げます。

(広報部 渡辺)

食品加工機器・厨房機器販売

有限会社 尾原商店

島根県大田市大田町大田イ732-7 TEL08548-2-1252・FAX08548-2-1281

ナショナルショップ

有限会社 貴船電機商会

代表取締役 貴船 富市

邇摩郡仁摩町駅前 TEL08548-8-2108

緑でつつむ環境づくり

 (有) 大國造園土木

島根県大田市久手町波根西1852の8
〒694 電話 (08548) 2-5577
FAX (08548) 2-9072

ステンレス全製品 設計・製作・責任施行

すぐれた製品は高度な技術と設備から

昭和技研株式会社

代表取締役 金川 昭

本社工場/〒694 大田市大田町大田イ833-2 TEL08548-2-1029(代)・FAX08548-2-4806

マルキプロパン・ガス、水道工事
ガス給湯器・ガスエアコン・一般高圧ガス

快適な暮らしをお手伝いします。

大田マルキ(株)

代表取締役社長 石田 弘行

大田市静間町1053 TEL08548-4-8411・FAX08548-2-8768

スズキ株式会社 島根県総発売元



石東スズキ販売(株)

代表取締役 大谷 光弘

大田市大田町大田イ103-1 TEL08548-2-0678(代)

社団法人 石見大田法人会会報 第25号

平成5年6月30日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (08548) 2-0765

印刷 月 橋 印刷

大田市島井町 TEL 2-0540